

副 本

令和3年(ワ)第23302号 国家賠償請求事件

原 告 大川原化工機株式会社 外5名

被 告 東 京 都 外1名

文書送付嘱託申立てに対する意見書

令和3年11月30日

東京地方裁判所民事第34部合議甲A係 御中

被告東京都指定代理人

加 藤 眞 理



同

松 岡 史 明



同

寺 本 孝 規



同

松 本 渉



同

高 橋 一 光



被告東京都は、原告らが令和3年10月22日付け文書送付嘱託申立書1ないし4及び同月26日付け文書送付嘱託申立書5（以下、それぞれ「本件送付嘱託申立書1」ないし「本件送付嘱託申立書5」という。）でそれぞれ申し立てた文書送付嘱託の申立てに対し、以下のとおり、意見を述べる。

- 1 本件送付嘱託申立書1ないし5につき、被告東京都及び被告国の認否反論が明らかになっておらず争点が明確になっていない現段階において、送付の必要性について意見を述べることは困難であるため、今後の訴訟進行を踏まえて意見を述べることにしたい。
- 2 なお、原告らが警視庁を所持者として送付を求めている各文書の任意開示の検討については、以下のとおりである。
 - (1) 本件送付嘱託申立書2の1記載の捜査メモ複写報告書の原資料である捜査メモ、及び本件送付嘱託申立書3の1記載の書面等については、提出の可否を検討中である。
 - (2) 本件送付嘱託申立書5の1(1)記載の書類はいずれも、原告大川原化工機株式会社外3名を被告人とする外国為替及び外国貿易法違反被告事件の関係書類として東京地方検察庁検察官に送致しており、被告東京都は保有していない。

以 上